



25長体協第194号
平成25年(2013年)8月6日

加盟団体の長 様
市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人長野県体育協会
理事長 加藤 久雄



スポーツ指導における暴力の根絶について（通知）

平素は、本会の業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、この度、長野県教育委員会教育長から、別添のとおり依頼がありました。
つきましては、本依頼の趣旨をご理解いただき、スポーツ指導における暴力の根絶についてご配慮くださるようお願いいたします。

公益財団法人長野県体育協会

担当 事務局長 町田暁世 総務係長 小池英次

電話 026-235-3483

FAX 026-232-6528

E-mail naganoken@japan-sports.or.jp



25教ス第203号
平成25年(2013年)7月31日

市町村(学校組合)教育委員会教育長
(公財)長野県体育協会理事長 様

長野県教育委員会教育長

スポーツ指導における暴力の根絶について(依頼)

日頃から、本県のスポーツ振興にご支援をいただき、感謝申し上げます。

さて、標記については、日頃から格段のご配意をいただいているところでありますが、県教育委員会が実施した体罰調査により、学校管理下での教職員による体罰行為が確認されるとともに、学校管理下外のスポーツ活動中においても暴力行為のあったことが確認されました。

スポーツ指導における暴力根絶については、別添(写し)のとおり、本年2月に「スポーツ指導における暴力根絶へ向けて～文部科学大臣メッセージ～」が、4月には「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」が5団体連名で、それぞれ発出されております。

既に、貴教育委員会や各競技団体等では、暴力根絶に向けた取り組みが行なわれ、各競技や地域のスポーツ指導者に周知されているところではありますが、本県の子どもたちのスポーツ活動に関わる指導者の皆様には、暴力の根絶について強く認識し、子どもたちの成長の一端を担っているという自覚を持って、指導していただくよう要望いたします。

子どもたちに対する暴力は、心に大きな傷を負わせるものであり、本来、子どもたちの健全な育成を目的のひとつとして行われるスポーツ活動においては、あってはならないものです。この趣旨を重く受け止めていただきご理解とご協力をお願いいたします。

なお、各市町村(学校組合)教育委員会においては、管内のスポーツ関係団体(育成会・公民館活動・総合型地域スポーツクラブ、スポーツクラブ等)に対し、(公財)長野県体育協会においては、所管の競技団体・郡市体育協会・スポーツ少年団等に対して、この趣旨の周知についてよろしくお取り計らい願います。

長野県教育委員会事務局スポーツ課
課長：茅野 繁巳 担当：小林 武広
電話：026-232-0111(内線 4467)
ファックス：026-235-7476
E-mail：sports-ka@pref.nagano.lg.jp



スポーツ指導における暴力根絶へ向けて ～文部科学大臣メッセージ～

日本のスポーツの良さは、チームワークであり、自他共栄の心です。どんな時にも切磋琢磨し合いながらお互いを尊重して助け合い、励まし合いつつ、共に高め合うのがその姿です。

しかし、今般、柔道女子日本代表チームをはじめ、スポーツ指導において暴力を行使する事案が明るみに出ました。

こうしたことはあってはならないことであり、大変遺憾であります。

私は、今般の事態を日本のスポーツ史上最大の危機と捉えています。選手一人たりとも見捨てることなく、全ての選手がその志を全うすることができる環境をスポーツ界の皆様とともに作るこそが焦眉の急と考え、国民の皆様、全てのスポーツ関係者・選手に向けてメッセージを送ります。

そもそもスポーツは、スポーツ基本法にうたわれているとおり、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神の涵養（かんよう）などのために行われるものであり、世界共通の人類の文化であって、暴力とは相いれません。

オリンピック憲章においても、スポーツにおけるいかなる形の暴力も否定されており、コーチや選手によるフェアプレーと非暴力の精神の尊重が定められています。

私は、こうした問題が選手の立場に立って速やかに解決できるよう、「スポーツ指導から暴力を一掃する」という基本原則に立ち戻り、スポーツ界を挙げて取り組む必要があると考えます。

このため、柔道のみならず他の競技種目も含めて実態を調査し、スポーツ指導の名の下に暴力を見逃ごしてこなかったか、改めて現実を直視すべきです。

その上で、スポーツ指導者に対し暴力根絶の指導を徹底するとともに、スポーツ指導者が暴力によるのではなく、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚して後進をしっかり指導できる能力を体得していくために、スポーツ指導者の養成・研修の在り方を改善することが大切だと考えます。

また、各競技団体に、相談・通報窓口の設置等ガバナンス・コンプライアンスの確立を進めることも求められます。

さらに、問題が生じたときでも、選手が練習に専念して自己の能力を最大限伸ばす環境を確保できるよう、中立的な第三者が相談を受けることのできる仕組みを整えることが重要です。

このような様々な仕組みをスポーツ界一丸となって早急に整えることで、《新しい時代にふさわしいスポーツの指導法》が確立されるよう、全力を尽くす所存です。

こうした改革と併せて、スポーツ指導者一人一人が、その大切な使命と重責を改めて十分自覚し、率先してスポーツにおける暴力の根絶に努めていただきたいと考えます。

日本人らしい信頼と絆（きずな）で結ばれる真の『強いスポーツ』をつくるために、いかなる形の暴力も許さないという覚悟の下、国民の皆様、スポーツに関わる全ての皆様一人一人の御協力をお願い申し上げます。

平成 25 年 2 月 5 日

文部科学大臣
下村 博文

写

スポーツ界における暴力行為根絶宣言

【はじめに】

本宣言は、スポーツ界における暴力行為が大きな社会問題となっている今日、スポーツの意義や価値を再確認するとともに、我が国におけるスポーツ界から暴力行為を根絶するという強固な意志を表明するものである。

スポーツは私たち人類が生み出した貴重な文化である。それは自発的な運動の楽しみを基調とし、障がいの有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、^{きずな}絆を深めることを可能にする。さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成する。

殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアルハラスメントなど、これらの暴力行為は、スポーツの価値を否定し、私たちのスポーツそのものを危機にさらす。フェアプレーの精神やヒューマンティーの尊重を根幹とするスポーツの価値とそれらを否定する暴力とは、互いに相いれないものである。暴力行為はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、スポーツのあらゆる場から根絶されなければならない。

しかしながら、極めて残念なことではあるが、我が国のスポーツ界においては、暴力行為が根絶されているとは言い難い現実がある。女子柔道界における指導者による選手への暴力行為が顕在化し、また、学校における運動部活動の場でも、指導者によって暴力行為を受けた高校生が自ら命を絶つという痛ましい事件が起こった。勝利を追求し過ぎる余り、暴力行為を厳しい指導として正当化するような誤った考えは、自発的かつ主体的な営みであるスポーツとその価値に相反するものである。

今こそ、スポーツ界は、スポーツの本質的な意義や価値に立ち返り、スポーツの品位とスポーツ界への信頼を回復するため、ここに、あらゆる暴力行為の根絶に向けた決意を表明する。

【宣言】

現代社会において、スポーツは「する」、「みる」、「支える」などの観点から、多くの人々に親しまれている。さらに 21 世紀のスポーツは、一層重要な使命を担っている。それは、人と人との^{きずな}絆を培うスポーツが、人種や思想、信条などの異なる人々が暮らす地域において、公正で豊かな生活の創造に貢献することである。また、身体活動の経験を通して共感の能力を育み、環境や他者への理解を深める機会を提供するスポーツは、環境と共生の時代を生きる現代社会において、私たちのライフスタイルの創造に大きく貢献することができる。さらに、フェアプレーの精神やヒューマンティーの尊重を根幹とするスポーツは、何よりも平和と友好に満ちた世界を築くことに強い力を発揮することができる。

しかしながら、我が国のスポーツ界においては、スポーツの価値を著しく^{ぼろく}冒瀆し、スポ

スポーツの使命を破壊する暴力行為が顕在化している現実がある。暴力行為がスポーツを行う者の人権を侵害し、スポーツ愛好者を減少させ、さらにはスポーツの透明性、公正さや公平をむしばむことは自明である。スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為である。

私たちの愛するスポーツを守り、これからのスポーツのあるべき姿を構築していくためには、スポーツ界における暴力行為を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの価値を守り、21世紀のスポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、スポーツ界における暴力行為根絶を以下のように宣言する。

一. 指導者

○指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。

○指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。

○指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。

○指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

二. スポーツを行う者

○スポーツを行う者、とりわけアスリートは、スポーツの価値を自覚し、それを尊重し、表現することによって、人々に喜びや夢、感動を届ける自立的な存在であり、自らがスポーツという世界共通の人類の文化を体現する者であることを自覚する。

○スポーツを行う者は、いかなる暴力行為も行わず、また黙認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーの精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努める。

三. スポーツ団体及び組織

○スポーツ団体及び組織は、スポーツの文化的価値や使命を認識し、スポーツを行う者の権利・利益の保護、さらには、心身の健全育成及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む責務がある。そのため、スポーツにおける暴力行為が、スポーツを行う者の権利・利益の侵害であることを自覚する。

○スポーツ団体及び組織は、運営の透明性を確保し、ガバナンス強化に取り組むことによって暴力行為の根絶に努める。そのため、スポーツ団体や組織における暴力行為の実態把握や原因分析を行い、組織運営の在り方や暴力行為を根絶するためのガイドライン及び教育プログラム等の策定、相談窓口の設置などの体制を整備する。

スポーツは、青少年の教育、人々の心身の健康の保持増進や生きがいの創出、さらには地域の交流の促進など、人々が健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。また、オリンピック・パラリンピックに代表される世界的な競技大会の隆盛は、スポーツを通じた国際平和や人々の交流の可能性を示している。さらに、オリンピック憲章では、スポーツを行うことは人権の一つであり、フェアプレーの精神に基づく相互理解を通して、いかなる暴力も認めないことが宣言されている。

しかしながら、我が国では、これまでスポーツ活動の場において、暴力行為が存在していた。時と場合によっては、暴力行為が暗黙裏に容認される傾向が存在していたことも否定できない。これまでのスポーツ指導で、ともすれば厳しい指導の下暴力行為が行われていたという事実を真摯に受け止め、指導者はスポーツを行う者の主体的な活動を後押しする重要性を認識し、提示したトレーニング方法が、どのような目的を持ち、どのような効果をもたらすのかについて十分に説明し、スポーツを行う者が自主的にスポーツに取り組めるよう努めなければならない。

したがって、本宣言を通して、我が国の指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織が一体となって、改めて、暴力行為根絶に向けて取り組む必要がある。

スポーツの未来を担うのは、現代を生きる私たちである。こうした自覚の下にスポーツに携わる者は、スポーツの持つ価値を著しく侵害する暴力行為を根絶し、世界共通の人類の文化であるスポーツの伝道者となることが求められる。

【おわりに】

これまで、我が国のスポーツ界において、暴力行為を根絶しようとする取組が行われなかったわけではない。しかし、それらの取組が十分であったとは言い難い。本宣言は、これまでの強い反省に立ち、我が国のスポーツ界が抱えてきた暴力行為の事実を直視し、強固な意志を持って、いかなる暴力行為とも決別する決意を示すものである。

本宣言は、これまで、あらゆるスポーツ活動の場において、暴力行為からスポーツを行

う者を守り、スポーツ界の充実・発展に尽力してきた全てのスポーツ関係者に心より敬意を表するとともに、それらのスポーツ関係者と共に、スポーツを愛し、豊かに育んでいこうとするスポーツへの熱い思いを受け継ぐものである。そして、スポーツを愛する多くの人々とともに、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟は、暴力行為の根絶が、スポーツを愛し、その価値を享受する者が担うべき重要な責務であることを認識し、スポーツ界におけるあらゆる暴力行為の根絶に取り組むことをここに宣言した。

この決意を実現するためには、本宣言をスポーツに関係する諸団体及び組織はもとより、広くスポーツ愛好者に周知するとともに、スポーツ諸団体及び組織は、暴力行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、継続的な実行に努めなければならない。

また、今後、国際オリンピック委員会をはじめ世界の関係諸団体及び組織とも連携協力し、グローバルな広がりを見せつつ、スポーツ界における暴力行為根絶の達成に努めることが求められる。

さらに、こうした努力が継続され、結実されるためには、我が国の政府及び公的諸機関等が、これまでの取組の上に、本宣言の喫緊性、重要性を理解し、スポーツ界における暴力行為根絶に向けて、一層積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、スポーツ活動の場で起きた数々の痛ましい事件を今一度想起するとともに、スポーツ界における暴力行為を許さない強固な意志を示し、あらゆる暴力行為の根絶を通して、スポーツをあまねく人々に共有される文化として発展させていくことをここに誓う。

平成 25 年 4 月 25 日

公益財団法人日本体育協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障害者スポーツ協会
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟